（特殊船舶等の入出港の簡易手続における電子情報処理組織の使用の特例）

**第二条の十八**　法第十八条の二第五項ただし書（特殊船舶等の入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第二項又は第四項の規定による書面の提出を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

（不開港出入許可申請の記載事項）

**第二条の十九**　令第十八条第一項（不開港出入の許可の申請等）に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　外国貿易機の運航者以外の者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものに係る当該運航者以外の者

二　外国貿易機の運航者以外の者であつて、外国において航空法第二条第十八項（定義）に規定する事業を行うもの（前号に掲げる者を除く。）

（不開港出入の申請手続における電子情報処理組織の使用の特例）

**第二条の二十**　令第十八条第二項ただし書（不開港出入の許可の申請等）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第一項の規定による申請書（同項第三号及び第四号に掲げる事項に限る。）の提出を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項）

**第二条の二十一**　令第十八条第四項各号（不開港出入の許可の申請等）に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一　令第十八条第四項第一号に規定する事項　予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二　令第十八条第四項第二号に規定する事項　予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第二十条第三項（不開港への出入）に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三　令第十八条第四項第三号に規定する事項　携帯品番号その他参考となるべき事項

四　令第十八条第四項第四号に規定する事項　搭乗手続番号その他参考となるべき事項

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

**第二条の二十二**　［略］

［項を削る。］

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告における電子情報処理組織の使用の特例）

**第二条の二十三**　法第二十条第五項ただし書（不開港への出入）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第四項の規定による報告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

［条を加える。］

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項）

**第二条の二十四**　令第十八条第三項各号（不開港出入の許可の申請等）に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一　令第十八条第三項第一号に規定する事項　予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二　令第十八条第三項第二号に規定する事項　予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第二十条第三項（不開港への出入）に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三　令第十八条第三項第三号に規定する事項　携帯品番号その他参考となるべき事項

四　令第十八条第三項第四号に規定する事項　搭乗手続番号その他参考となるべき事項

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

**第二条の二十五**　［同上］

2　法第二十条第四項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第三項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

［条を加える。］